

総行住第32号
総税固第8号
令和4年3月31日

各道府県

市区町村担当部長 殿

(住民基本台帳・市町村税担当課扱い)

東京都総務・主税局長 殿

(住民基本台帳・市町村税・固定資産税担当課扱い)

総務省自治行政局住民制度課長
総務省自治税務局固定資産税課長

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る支援措置申出書の様式の変更と留意点について

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者（以下「DV等被害者」という。）の保護のための住民基本台帳事務における支援措置（以下「支援措置」という。）については、平成16年に、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）、戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令（昭和60年法務省・自治省令第1号）及び住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）の一部改正が行われ、それ以降、各市区町村の住民基本台帳担当部局において上記法令等に基づいて統一的な取扱いにより支援措置が実施されているところです。

また、各市区町村の固定資産税担当部局においても、住民基本台帳担当部局と連携して、DV等被害者に係る情報の適切な管理に努めていただいているものと承知しています。

今般、令和3年の地方分権改革に関する提案募集において、DV等被害者が固定資産を所有している場合に、当該固定資産が所在する団体との支援措置に関する連携について提案があり、別添のとおり「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」が令和3年12月21日に閣議決定されました。

これを踏まえ、「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る支援措置申出書の様式について」（令和3年8月26日付け総行住第112号総務省自治行政局住民制度課長から各都道府県あて通知。以下「令和3年通知」という。）中別紙支援措置申出書の様式の一部を変更するとともに、支援措置の申出者が他の市区町村に所在する固定資産

を所有している場合の取扱いに関する留意点を下記のとおり通知します。

貴職におかれては、この内容を承知の上、貴都道府県内の市区町村に周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 支援措置申出書の様式の変更

令和3年通知中別紙を別紙のとおり変更する。

2 留意点

(1) 当初受付市区町村における支援措置の申出の受付について

最初に支援措置の申出を受けた市区町村長（以下「当初受付市区町村長」という。）は、申出者又は併せて支援を求める者（以下「申出者等」という。）が他の市区町村に所在する固定資産を所有している場合又は過去に所有していた場合（当初受付市区町村長が特別区長の場合は、申出者等が区内に所在する固定資産を所有している場合又は過去に所有していた場合を含む。）において、当該申出者が、当該市区町村（特別区の場合は、東京都。以下「固定資産所在市区町村等」という。）の長に対して、支援措置に準じた支援を求める場合には、当該固定資産の所在や種別について、併せて申出書に記載することを求めること。

なお、この固定資産の所在や種別については、住民基本台帳事務処理要領第5-10-エに基づき、申出書の写しを、他の市町村長に対して転送する場合には、当該他の市町村長に転送する必要はないこと。

(2) 当初受付市区町村から固定資産所在市区町村等への転送について

(1)の場合において、当初受付市区町村長は、申出書の写しを当該固定資産所在市区町村等の長（固定資産税担当部局扱い）に対して転送すること。

なお、固定資産所在市区町村等が特別区である場合、転送先は東京都（都税事務所）となること。

(3) 転送を受けた固定資産所在市区町村等における支援について

ア 当初受付市区町村長から申出書の転送があった場合、固定資産所在市区町村等の長は、申出者等について、支援措置に準じた支援の必要性を検討し、申出者等の所有する固定資産（別紙申出書に記載のない当該申出者等の所有する固定資産を含む。）に係る固定資産課税台帳の閲覧（名寄帳の閲覧を含む）、固定資産課税台帳記載事項の証明書の交付などを行う際は、当該申出者等の情報について適切に取り扱い、DV等被害者の保護に努めること。

転送を受けた固定資産所在市区町村等の長は、当初受付市区町村長を経由して申出がなされたものとして、支援の必要性を確認すること。

なお、この場合、当該固定資産所在市区町村等の長においては、原則として、当初受付市区町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、当該固定資産所在市区町村等の長における支援措置に準じた支援の必要性もあることとする取扱いとして差し支えないこと。

また、転送を受けた固定資産所在市区町村等の長において、支援措置に準じた支援の必要がないと判断した場合は、その旨を申出者へ連絡されたいこと。

イ 申出に係る固定資産が存在しない又は当該固定資産の所有者が申出者等と異なる場合（当該申出者等が当該固定資産を過去に所有していた場合を除く。）には、申出者に確認の上、その旨を当初受付市区町村長へ連絡されたいこと。

(4) 支援措置に準じた支援の延長又は終了について

ア 当初受付市区町村長に対し、申出者から支援措置の延長の申出があった場合には、(2) 及び (3) の例により処理すること。

イ 当初受付市区町村長は、支援対象者から支援の終了を求める旨の申出を受けたときは、固定資産所在市区町村等の長に支援の終了を求める旨の申出があった旨を連絡すること。

また、その他当初受付市区町村長が支援の必要性がなくなったと認めたときは、固定資産所在市区町村等の長に支援の必要性がなくなったと認めた旨を連絡すること。

ウ 固定資産所在市区町村等の長は、次のいずれかに該当する場合には、支援措置に準じた支援を終了すること。

(ア) 当初受付市区町村長から、支援の必要性がなくなったと認めた旨の連絡を受けたとき。

(イ) 支援対象者から支援の終了を求める旨の申出を受けたとき。

(ウ) その他固定資産所在市区町村等の長が支援の必要性がなくなったと認めるとき。

なお、(イ) 又は (ウ) により支援措置に準じた支援を終了する場合は、当初受付市区町村長に支援の終了について連絡すること。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

（令和3年12月21日
閣議決定）

5 義務付け・枠付けの見直し等

【総務省】

（9）住民基本台帳法（昭42法81）

（iv）DV等支援措置の実施を求める旨の申出又は延長の申出を受けた市区町村が他の市区町村に対し、当該措置の対象となっている者に係る情報（以下この事項において「措置情報」という。）を転送する運用については、以下のとおりとする。

- ・転送の方法や内容等を明確化し、地方公共団体に通知する。
[措置済み（令和3年12月14日付け総務省自治行政局住民制度課長通知）]
- ・DV等支援措置の申出者が他の市町村に所在する固定資産を有している場合に、当該市町村に措置情報を伝達する具体的な方策について検討し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。
- ・個人情報保護の観点等を踏まえつつ、地方公共団体間で措置情報を共有する仕組みの在り方について検討する。

住民基本台帳事務における支援措置申出書

(固定資産が所在する東京都及び市区町村への支援措置申出書を兼ねる。)

〇〇〇〇〇〇長
関係市区町村長
関係都税事務所長

様

住民基本台帳事務(又は固定資産税事務)におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護の支援措置の実施を求めます。

		市区町村	受付	連絡
			/	/
転送	/		/	/
	/		/	/
	/		/	/

令和 年 月 日

氏名

備考

申出者	氏名 (生年月日) (年 月 日)	住所	連絡先	本人確認		
加害者 (判明している場合)	氏名 (生年月日) (年 月 日)	住所	その他			
申出者の状況 (別紙参照の上、いずれかにV)	A 配偶者暴力防止法		B ストーカー規制法	C 児童虐待防止法	D その他前記AからCまでに準ずるケース	
添付書類 (該当書類にV)	保護命令決定書(写し)		その他			
	ストーカー規制法に基づく警告等実施書面					
相談先	(警察署、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の機関に相談している場合、相談した日時、当該機関(以下「相談機関」という。)の名称、担当課等を可能な範囲で記入して下さい) 年 月 日 (相談先の名称) (担当課)					
支援措置を求めるもの (現住所が記載されているものに限る)	希望にV	支援を求める事務		現住所等		
		住民基本台帳の閲覧		現住所	同上	
		住民票の写し等の交付(現住所地)		現住所	同上	
		除票の写し等の交付(前住所地)		前住所		
		戸籍の附票の写しの交付(本籍地)		本籍		
	戸籍の附票の除票の写しの交付(前本籍地)		前本籍			
併せて支援を求める者 (同一の住所を有する者に限る)	申出者との関係	氏名	生年月日	申出者との関係	氏名	生年月日
(添付書類がなかった場合)						
相談機関等の意見	1 上記申出者の状況に相違ないものと認める。 2 上記併せて支援を求める者について、申出者を保護するため支援の必要性があるものと認める。 3 1, 2以外の場合に、相談機関等において、特に把握している状況(※一時保護の有無、相談時期等)がある場合把握している状況: 令和 年 月 日 長 (印) (担当 課 係)				年月日	
					担当	
				相手方		
				市区町村の確認		
備考	他の市区町村(特別区を含む。)に所有する固定資産 <input type="checkbox"/> あり(※過去に所有していた場合も含む。) <input type="checkbox"/> なし					

- (注) ●太枠の中に記入してください。
●申出に際し、ご本人の確認をさせていただきます。
●法定代理人、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親、ファミリーホーム事業を行う者等支援措置対象者本人以外の者が申し出る場合は、備考欄に実際に申し出を行う者の氏名、生年月日、住所、連絡先等を記入してください。
●申出の内容について、相談機関等に確認させていただく場合があります。
●支援措置は、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないこととされた請求まで拒否するものではありません。
●支援の期間は、支援開始の連絡日から一年です。期限到来の一月前から延長の申出を受け付けます。当該申出がない場合、期限到来をもって支援を終了します。
●申出書の内容に変更が生じた場合には、当初に申出を行った市町村長に申出を行って下さい。

固定資産税事務における支援を求める市区町村及び所有固定資産の詳細

申出者の 所有固定 資産	固定資産税事務における 支援を求める市区町村名	土地・家屋の別	固定資産の所在		備考
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
併せて支援 を求める者 (同一の住所 を有する者に 限る)	氏名等	申出者との関係	氏名	生年月日	
	所有 固定資産	固定資産税事務における 支援を求める市区町村名	土地・家屋の別	固定資産の所在	
		1			
		2			
		3			
		4			
		5			
	氏名等	申出者との関係	氏名	生年月日	
	所有 固定資産	固定資産税事務における 支援を求める市区町村名	土地・家屋の別	固定資産の所在	
		1			
		2			
		3			
4					
5					
備考					

- (注) ●「住民基本台帳事務における支援措置申出書」に記載の市区町村以外の市区町村に固定資産を所有している場合又は過去に所有していた場合で、当該固定資産所在市区町村に対しても支援措置に準じた支援の申出を行う場合に記入してください。
- 太枠の中に記入してください。
 - 償却資産を所有する場合は、「土地・家屋の別」欄に「償却資産」と記入してください。
 - 納税通知書をお持ちの場合は、納税通知書を添付することにより、「土地・家屋の別」欄及び「固定資産の所在」欄の記入を省略して差し支えありません。
 - 本申出書に記載された固定資産が所在する市区町村に本申出書(「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を含む。)の写しを送付します。ただし、所有する固定資産が特別区に所在する場合は、当該固定資産が所在する特別区を所管する都税事務所が送付先となります。

「住民基本台帳事務における支援措置申出書」の「申出者の状況」欄に、次の区分により、いずれかにVを記入してください。

**A 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
(配偶者暴力防止法)**

配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

**B ストーカー行為等の規制等に関する法律
(ストーカー規制法)**

ストーカー規制法第6条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされるおそれがあり、かつ、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

**C 児童虐待の防止等に関する法律
(児童虐待防止法)**

児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあり、又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるものについて、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

D その他前記AからCまでに準ずるケース